

石川県公報

令和8年2月10日

第13881号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

- 令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)の一部変更 (水産課) 1
- 一般競争入札の落札者等 (警察本部) 1
- 公共測量終了公告 (監理課) 2
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 2
- 入札公告 (警察本部) 2
- 県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 4

選挙管理委員会

- 県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 4
- 県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 4
- 県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数 5
- 石川県知事選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日 5

監査委員

- 定期監査結果公表 5
- 財政的援助団体等監査結果公表 8
- 監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 10

告示

石川県告示第50号

令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)(令和7年石川県告示第99号)の一部を次のとおり令和8年1月27日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年2月10日

石川県知事 駆 浩

変更後	変更前
第2 くろまぐろ(大型魚)	第2 くろまぐろ(大型魚)
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 82.0トン	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 73.0トン
2 知事管理区分に配分する数量	2 知事管理区分に配分する数量
知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	74.0トン
石川県漁船漁業	6.0トン
知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	65.0トン
石川県漁船漁業	6.0トン

石川県告示第51号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和8年2月10日

石川県知事 駆 浩

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

- 2 防犯カメラシステム 一式 貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
北陸綜合警備保障株式会社
石川県金沢市松島1丁目41番地
- 5 落札金額
128,994,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和7年12月9日

公 告

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年2月10日

石川県知事 駆 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (簡易水準測量、写真測量)	令和7年9月1日から 令和8年1月30日まで	金沢市乙丸町～高柳町地内

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、かほく市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月10日

石川県知事 駆 浩

都市計画の種類	縦覧場所
かほく都市計画下水道(かほく市公共下水道)	石川県土木部都市計画課及びかほく市産業建設部上下水道課

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年2月10日

石川県知事 駆 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 契約件名
A I - O C R ソフトウェアのライセンス利用許諾
 - (2) 業務内容
入札説明書による。
 - (3) 許諾期間
令和8年3月17日から令和9年3月16日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和8年2月18日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和8年2月19日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2213)

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和8年2月20日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年2月20日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場

- 合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- 9 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 入札保証金及び契約保証金
免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年2月10日

石川県選挙管理委員会

18,360人

石川県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年2月10日

石川県選挙管理委員会

214,748人

石川県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年2月10日

石川県選挙管理委員会

選挙区名	最低署名者数
金沢市選挙区	123,787人
七尾市選挙区	13,247人
小松市選挙区	28,774人
輪島市選挙区	6,050人
珠洲市鳳珠郡選挙区	9,448人
加賀市選挙区	17,335人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	9,090人
かほく市選挙区	9,992人

白山市選挙区	30,903人
能美市能美郡選挙区	15,102人
野々市市選挙区	14,965人
河北郡選挙区	17,516人
羽咋郡北部選挙区	5,131人
鹿島郡選挙区	4,659人

石川県選挙管理委員会告示第31号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和8年2月10日

石川県選挙管理委員会

214,748人

石川県選挙管理委員会告示第32号

令和8年3月8日執行予定の石川県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。

令和8年2月10日

石川県選挙管理委員会

被登録資格の決定の基準日

令和8年2月18日(ただし、年齢については、同年3月8日)

監査委員**定期監査結果公表**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和7年度監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和8年2月10日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理(以下「財務事務の執行等」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の結果
生活再建支援課	令和7年8月1日	<p>契約事務において、業務委託契約締結に係る支出負担行為額の積算や執行結果の確認等に適正を欠くものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう十分注意すること。</p> <p>(意見) 能登半島地震地域コミュニティ再建事業について、当該事業の趣旨を踏まえ、より多くの被災者が利用できるよう情報発信の強化等に努められたい。</p>
盲学校	令和7年12月25日	<p>支出事務において、旅費を過大に支給し、返納させたものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう十分注意すること。</p> <p>歳入歳出外現金事務において、社会保険料を誤って徴収したものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう注意すること。</p> <p>歳入歳出外現金事務において、所得税の控除金額を誤ったものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう注意すること。</p>
金沢辰巳丘高等学校	〃	<p>契約事務において、除雪車両借上げに係る単価契約の入札手続きに適正を欠くものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう十分注意すること。</p> <p>財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう注意すること。</p>
野々市明倫高等学校	令和8年1月6日	<p>収入事務において、ナイター照明設備に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう注意すること。</p> <p>支出事務において、別途支給の旅費を誤って支給したものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう注意すること。</p>
明和特別支援学校	〃	<p>支出事務において、旅費を二重払いしたものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう十分注意すること。</p>
石川障害者職業能力開発校	〃	<p>収入事務において、電気使用料の徴収金額を誤り、不足分を追加徴収したものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう注意すること。</p>
石川中央保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	〃	<p>支出事務において、児童一時保護委託費を二重払いしたものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないよう十分注意すること。</p>

女性相談支援センター		
児童生活指導センター	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
消防学校	令和 8 年 1 月 14 日	収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。 収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
金沢産業技術専門校	〃	収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
保育専門学園	〃	財産事務において、処分物品の不用決定並びに廃棄票を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。 財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。 収入事務において、冷房設備に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。 収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。 支出事務において、研修受講料の支払手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。 財産事務において、物品の管理に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。 財産事務において、給食業務委託契約の約定に係る光熱水費の徴収手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
能楽堂	令和 8 年 1 月 15 日	収入事務において、領収した現金の指定金融機関への払い込みが遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。 財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。

いしかわ特別支援学校	〃	支出事務において、特別支援教育修学奨励費に係る支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		契約事務において、入札指名者数を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
いしかわ動物愛護センター	〃	支出事務において、電話料及び通信料に係る支払手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	令和8年1月19日	支出事務において、物品購入に係る支出科目を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
小松北高等学校	〃	財産事務において、備品台帳への登録が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		財産事務において、パソコンのハードウェア台帳による点検等が行われていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
小松教育事務所	〃	支出事務において、資金前渡の精算手続きが遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		収入事務において、高等学校授業料の徴収時期を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
	〃	契約事務において、物品購入に係る単価契約の入札手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		支出事務において、スクールカウンセラーの報酬に係る支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和8年2月10日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫

同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和6年度の補助金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体及び公の施設の管理を行なわせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行(以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ	令和7年12月25日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
T & A 有限責任事業組合	〃	〃
株式会社マリンパーク内灘	〃	業務運営において、ポートヤード利用料の解約に係る返還が行われていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
石川県職業能力開発協会	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
株式会社アイ・イー・パートナーズ	〃	〃
一般社団法人石川県馬主協会	令和8年1月14日	〃
小松空港協議会	〃	補助金の事務において、補助事業に要する経費配分の変更に係る変更承認申請を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
社会福祉法人石川県社会福祉協議会	令和8年1月15日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
米新品種「ひゃくまん穀」普及推進委員会	〃	〃
株式会社岸グリーンサービス	令和8年1月19日	指定管理に係る委託料の事務において、収支決算書の支出の計上額に誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		指定管理に係る委託料の事務において、仕様書に定めるレクリエーション保険等に加入していないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
社会福祉法人篤豊会	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講

じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年2月10日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

(別紙)

南加農第2662-1号
令和7年11月10日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年10月31日付け石監査第392号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、請求書及び納品書を偽造したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	南加賀農林総合事務所	今後は、他の総務課職員が請求書の様式が過去の様式と異なっていないか確認、積算がっているか確認します。 また、納品された物品の現物確認と請求書・納品書との不合を行う検収を担当者だけでなく、他職員(総務課長)も一緒におこなうことで再発防止を徹底します。

南加農第2662-2号
令和7年11月10日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年10月31日付け石監査第392号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、支出命令票及び関係書類を紛失したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	南加賀農林総合事務所	今後は、各月の簿冊について、財務データを目次にして、すべてそろっているか確認することによって再発防止を徹底します。

リハ第237号
令和7年12月19日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	リハビリテーションセンター	電気料金の算定根拠等を再確認の上、今後は、適正な収入事務の執行に努める。 今後、このようなことがないよう、十分注意する。

九谷研第90号
令和7年12月17日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、電話料金及び水道料金の支払いが遅延したものがかった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	九谷焼技術研修所	例月(例年)支払いリストを作成・チェックして支払い漏れや請求書が未達である場合は相手方に問い合わせるなどし、今後このようなことが生じないよう再発防止に努める。

九谷研第90号
令和7年12月17日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、授業料の減免決定手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	九谷焼技術研修所	能登半島地震の被災者に対する授業料減免規則の運用について、前期・後期の別を設け、減免対象期間の記載を明確化し、今後は減免決定手続きの適正化に努める。

九谷研第90号
令和7年12月17日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	九谷焼技術研修所	電気料金の算定根拠等を再認識の上、今後は、適正な収入事務の執行に努める。

小産技第875号
令和7年12月17日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	小松産業技術専門校	電気料金の算定根拠等を再確認の上、今後は、適正な収入事務の執行に努めます。

県央土第4091号
令和7年12月26日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	県央土木総合事務所	電気料金の算定根拠等の再確認を行い、今年度より、徴収金額の算定方法を改めたところです。 今後は、複数の職員での収入金額の算定根拠の確認を徹底するなど、適正な収入事務の執行に一層努めてまいります。

南加土第2120号
令和7年12月15日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、電話料金の支払いが遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	南加賀土木総合事務所	例月(例年)支払いリストを作成・チェックして支払い漏れや請求書が未達である場合は相手方に問い合わせるなどし再発防止に努める。

南加土第2120号
令和7年12月15日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、貸与品整理簿が作成されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	南加賀土木総合事務所	指定管理の年度協定の決裁時に、備品管理担当者が貸与品整理簿に記載することとし、内容の確認を庶務課長と庶務担当者で行うことで再発防止に努める。

南加土第2120号
令和7年12月15日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、道路占用料の調定手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	南加賀土木総合事務所	道路占用料の調定については、許可担当者と庶務担当者との連絡を密にし、納入通知書の発送後に減額処理を行う必要が生じた場合には、調定額の累計や収納状況の確認を庶務課長と庶務担当者で十分に行うことで再発防止に努める。

南加土第2120号
令和7年12月15日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	南加賀土木総合事務所	今後は、電気料金等の算定根拠等を再確認の上、適正な収入事務の執行に努めることとした。

図 第 633 号
令和7年12月3日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	図書館	自動販売機の電気料金の徴収に当たっては、基本料金部分についても算定根拠に含めて調定を行い、適正な収入事務の執行に努める。

農研第1025号
令和7年12月3日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	農林総合研究センター	自動販売機の電気料金の徴収については、今後は、管財課通知等算定根拠を再確認の上、適正な収入事務の執行の徹底を図ることとした。

教セ第439号
令和7年12月18日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	教員総合研修センター	使用料の算定根拠となる資料を準備し、職員相互のチェックを徹底します。 今後は、適正な調定事務の執行に努めてまいります。

教セ第439号
令和7年12月18日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	教員総合研修センター	電気料金の算定の根拠等について再確認し、職員相互のチェックを徹底します。 今後は、適正な調定事務の執行に努めてまいります。

奥能土第7279号
令和7年12月12日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
工事事務において、用地取得完了前に着工した工事の施工手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	奥能登土木総合事務所	石川県土木部所管用地事務取扱規程を改めて課内全員が熟読し、適正な事務遂行の徹底を図り再発防止に努めます。 なお、災害に迅速に対応するために土地使用が必要な場合の対応を令和6年度末に用地室に協議し、土地使用契約（使用期間を工事完成期間までとする無償契約で、使用期間終了若しくは用地取得が可能となった段階で土地売買契約を締結）を締結することとしております。

奥能土第7279号
令和7年12月12日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、建物の減失登記が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	奥能登土木総合事務所	法務局には登記事由が生じ次第、申請手続きの確認を行うことを徹底するとともに、図面作成が必要と判明した場合は速やかに作成することとし、申請遅延がないよう再発防止に努めます。

奥能土第7279号
令和7年12月12日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	奥能登土木総合事務所	自動販売機に係る電気料金の算定根拠等を再確認のうえ、職員に対し周知徹底を図り、再発防止に努めます。

中能土第8214-1号
令和7年12月26日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、複写機コピー料の支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	中能登土木総合事務所	今後は請求書に契約の内容を確認できるものを添付し、庶務担当と庶務課長を含む複数人で確認を行うことといたしました。

中能土第8214-2号
令和7年12月26日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、道路占用料の調定金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	中能登土木総合事務所	今後は間違いややすい事例の共有を行い、参考として単価表を添付し、事務担当と庶務担当を含む複数人で確認を行うことといたしました。

中能土第8214-3号
令和7年12月26日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	中能登土木総合事務所	公募による自動販売機に係る電気料金の徴収金額は、「石川県自動販売機設置公募マニュアル」を確認して算定を行います。 今後、このようなことがないよう、努めてまいります。

中能土第8214-4号
令和7年12月26日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生している。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	中能登土木総合事務所	今回の事故を受け、全職員に対して、交通法規を遵守し、安全運転に努めるよう、改めて注意喚起を行いました。 今後、このようなことがないよう、公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めてまいります。

小瀬特第23-1号
令和7年12月8日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
会計年度任用職員の社会保険料を過大に支払い、返納させたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	小松瀬領特別支援学校	今回の誤りを踏まえ、会計年度任用職員の被保険者報酬月額算定を行う際は、任用されている勤務形態を改めて確認の上、算定を行うとともに、組織内での職員相互間のチェックを強化するため、算定基礎届の決裁の際に任用形態のわかるものを添付することとする。

小瀬特第23-2号

令和7年12月8日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、備品台帳への登録が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	小松瀬領特別支援学校	今後は、検収のタイミングで必ず備品台帳に登録し、備品の支払いの際には、当該備品を登録した台帳を添付して決裁を受けることとする。

金兼第873号

令和7年12月24日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、委託料の積算書及び仕様書の記載に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	金沢城・兼六園管理事務所	委託料の積算書については、適正な記載となるよう、所要額を的確に見積もった上で、契約事務執行時に予算の不足を生じることのないよう予算の確保に最大限努めることとしました。 仕様書については、積算にあわせて仕様書(実施要領)の記載を修正することとしました。 このような措置を講ずることにより、適正な契約事務を行ってまいります。

金兼第873号

令和7年12月24日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、現金出納簿を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	金沢城・兼六園管理事務所	財務規則の規定を再確認するとともに、毎月末に所長が記載状況を確認することとしました。 また、出納員及び現金取扱員の異動時に事務を確実に引き継ぐため、引継書に明記し、口頭でも説明することとしました。 このような措置を講ずることにより、適正な収入事務を行ってまいります。

金兼第873号

令和7年12月24日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生している。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	金沢城・兼六園管理事務所	今回の事故を受け、交通事故防止について再度全職員に周知徹底したほか、機会あるごとに交通法規遵守の呼びかけや交通安全啓発資料の供覧などを行い、職場内での交通安全意識の浸透に取り組んできました。 また、運転技能の改善・向上を図るため、今回事故を起こした職員に運転診断を伴う研修を受講させ、運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。 今後も交通法規を遵守し安全運転に万全を期するよう、全職員に対し徹底し、交通事故防止に努めてまいります。

金教第2125号

令和7年12月12日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	金沢教育事務所	自動販売機の電気料金の徴収にあたっては、電気料金の算定根拠等を再確認の上、複数の職員によるチェックを徹底することとしました。 今後、このような誤りがないよう十分注意し、適正な事務処理に努めます。

金教第2125号

令和7年12月12日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
自動販売機に係る電気使用料を過大に徴収し返納したものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	金沢教育事務所	調定額の積算資料において、担当及び総務課長チェック欄を新たに設け、担当者と総務課長が検算を行うことを徹底することとしました。 今後、このような誤りがないよう十分注意し、適正な事務処理に努めます。

金向高第30-1号
令和7年12月12日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、消印済証紙送付書の金額を誤って作成しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	金沢向陽高等学校	入学事前説明会時に、入学手数料については証紙購入後の紛失が発生した場合は、再度購入いただく必要がある旨の注意喚起を行うことを徹底し、未提出者には速やかに納入するよう連絡を行うことといたします。

金向高第30-2号
令和7年12月12日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	金沢向陽高等学校	工作物の撤去・新設及び建物の撤去が発生した場合については、改めて課内職員で確認を行い、速やかに公有財産台帳への記載等の必要な手続き（異動報告への記載等）を行うことといたします。

金商高第35号
令和7年12月15日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自

治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、特別教室冷房設備に係る電気料金の徴収金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	金沢商業高等学校	今後は、調定額の決裁時には、使用許可書の写し及び電気使用料を徴収する特別教室の図面・面積計算書を添付し、複数人で確認を行い、再発防止に努めることとした。

こ健第838号

令和7年12月24日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、電話相談員の報償費の支払先を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	こころの健康センター	今後は、出務者変更の際はシフト表を直ちに修正し、事業担当者と庶務担当者間で情報を共有し、両名が出務状況を確認することによって再発防止を図る。

七産技第589号

令和8年1月19日

石川県監査委員様

石川県知事 駆 浩

令和7年12月25日付け石監査第520号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	七尾産業技術専門校	今後は、関係通知等の把握を十分行うとともに、チェック機能を高め、再発防止に努めてまいります。

